

## 特定非営利活動法人 広島こども食堂支援センター

### 【連絡先】

〒 730-0823 広島市中区吉島西 2 - 8 - 3

携帯電話 080-5237-4585

E-mail [hs.backyard@gmail.com](mailto:hs.backyard@gmail.com)

ホームページアドレス

<https://hsbackyard2.wixsite.com/home>

### 【相談日時】

平日 午後 5 時 30 分～午後 8 時

土日祝日 午前 10 時～午後 5 時

### 【主な活動内容】

- ・ 情報発信
- ・ 普及啓発 講演会、勉強会、事例発表会等
- ・ 相談支援 新規開設相談、継続運営相談（必要に応じて既存のこども食堂の見学なども手配可。）
- ・ 研修会 運営者、スタッフを対象とした研修会の開催
- ・ 連携促進 こども食堂推進委員会（こども食堂運営者が集まり情報交換を行う場）の開催
- ・ フードバンク 食材、食料品以外の物の寄付の受付と分配
- ・ 開設及び運営経費助成金の交付

### 【相談料】

無 料

### 【相談方法】

メール、電話

## 【ホームレス支援】

団 体 名 称	公益社団法人 広島県社会福祉士会ホームレス支援委員会
連 絡 先	事務局：電話 082-254-3019 FAX 082-254-3018 E-mail office@hcsw.jp
活 動 日 時	くつろぎ入浴サービス：第2金曜日、第3土曜日 よろず生活相談会：原則として 偶数月の最終日曜日
主 な 対 象	野宿生活者、生活困窮者
主 な 活 動 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・くつろぎ入浴サービス（入浴、食事や衣料の提供、相談活動など、予約制）や、相談会の開催、夜回り活動への参加等を通じた、野宿生活者の脱路上支援。</li> <li>・広島市から一時生活支援事業（シェルター）の受託運営</li> <li>・居住支援法人としての活動</li> <li>・その他、諸活動を通じた個別支援、就労・社会参加支援など</li> </ul>

団 体 名 称	野宿労働者の人権を守る広島夜回りの会
連 絡 先	電話 090-8715-5186
相 談 日 時	4月～11月は、第2・4・5水曜日 12月～3月は、毎週水曜日 時間は、いずれも午後8時30分から活動終了まで
主 な 相 談 対 象	野宿生活者
主 な 相 談 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内各地（広島駅周辺、平和公園、八丁堀他）で野宿生活をされている方の元を訪ねて、声をかけ、心を寄せる。その際、食品等を提供する。</li> <li>・野宿生活を脱却するための相談、同行等。</li> </ul>

団 体 名 称	特定非営利活動法人 反貧困ネットワーク広島
連 絡 先	電話 082-545-7709 090-4890-1579
相 談 日 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月～金曜日（土・日・祝日除く）：午前10時～午後5時</li> <li>※午後0時～午後1時除く</li> <li>・年4回の駅地下相談会はNPOのホームページを参照ください。</li> </ul>
主な相談対象	住まいを失った方および生活困窮者
主な相談内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シェルター（緊急一時宿泊所）の提供。</li> <li>・雇用問題、生活保護、借金、年金、保険、医療などの問題につき、弁護士等専門家のネットワークを利用して電話または面談による相談を行ないます。</li> <li>・憩いの場「ほっとサロン」も運営中です。</li> <li>※米、インスタント食品など物資の支援も募集中です。</li> </ul>

## 外国人相談窓口

### 【所在地】

〒730-0037 中区中町8-18 広島クリスタルプラザ6階  
 公益財団法人ひろしま国際センター（略称：HIC）  
 電話 082-541-3777  
 ホームページアドレス <https://hiroshima-ic.or.jp>

### 【相談体制】

- 在留資格や社会保険労務・法律等をはじめとして、様々の分野の相談を面談や電話（フリーダイヤルあり）により多言語で行う。
- 10か国語（英語、タガログ語、中国語、ベトナム語、韓国語、インドネシア語、タイ語、スペイン語、ポルトガル語、ネパール語）による相談を行う。

### 【相談日時】

区 分	相 談 日							相 談 時 間
	月	火	水	木	金	土	日	
一般（暮らし）相談	○	○	○	○	○	○		月～金曜日 午前10時～午後7時 土曜日 午前9時30分～午後6時
専 門 相 談 者	在 留 資 格			○		○	休 館 日	木曜日 午前10時～午後0時 午後1時～午後4時 ※第4木曜日は午後2時～午後7時 土曜日 午前10時～午後0時 午後1時～午後4時 注) 午後0時～午後1時 (第4木曜日を除く)も 前日までの予約により、 相談を受付
	社会保険・労働問題			○		○		
	法 律 相 談					○		
	英 語			○		○		
	中 国 語			○		○		
	タガログ語			○		○		
ベトナム語			○		○			
韓 国 語			○					

(注) 年末年始(12/28～1/4)、祝日はお休みです。

### 【相談料】

無 料

### 【相談方法】

- 電話・電子メールまたは来所  
 相談専用電話 0120-783-806（フリーダイヤル）  
 E-mail [hic@hiroshima-ic.or.jp](mailto:hic@hiroshima-ic.or.jp)
- 在留資格の相談では、できるだけパスポート・在留カード等を持参してください。（電話による相談に比べ、より適切な相談が可能です）  
 相談は、なるべく所定の時間内に終わるよう、ご協力をお願いします。



## 広島市・安芸郡外国人相談窓口

### 【所在地】

〒730-0811 広島市中区中島町1-5  
広島国際会議場3階 国際市民交流課  
電話 082-241-5010 FAX 082-242-7452  
ホームページアドレス <https://h-ircd.jp/guide.html>

### 【相談日時】

月～金曜日 午前9時～午後4時  
祝日、8月6日、年末年始(12月29日～1月3日)はお休みです。

	月	火	水	木	金
中国語相談員	○	○	○	○	○
スペイン語相談員	○	○	○	○	○
ベトナム語相談員	○	○	○	○	○
ポルトガル語相談員	○	○	○	○	○
フィリピン語相談員					○

その他の言語についてはご相談ください。言語によっては、簡単な通訳を行うことができます。

○安芸区役所での相談日(ポルトガル語またはスペイン語の相談員)

場所：安芸区役所2階 区政調整課内(広島市安芸区船越南3丁目4-36)

日時：第2水曜日(ポルトガル語)、第3木曜日(スペイン語)  
午前10時15分～午後0時30分・午後1時30分～午後4時

\*祝日、8月6日、年末年始(12月29日～1月3日)はお休みです。

○基町管理事務所での相談日(中国語の相談員)

場所：基町管理事務所(広島市中区基町19-5)

日時：第2火曜日 午前10時15分～午後0時30分・午後1時30分～午後4時

\*祝日、8月6日、年末年始(12月29日～1月3日)はお休みです。

## 【相談業務内容】

相談窓口や電話で、生活相談や生活関連情報の提供を行います。また、区役所、福祉事務所などの行政機関の窓口での各種手続や問合せなどの通訳を行います。（ただし、行政サービスの範囲を超える通訳など、専門的な知識や資格を必要とする通訳は行いません。）

## 【相談方法】

電話または来所でご相談ください。相談は無料です。



# 特定非営利活動法人 ビザサポートセンター広島

## 【所在地】

〒730-0012 中区上八丁堀8-26 メープル八丁堀803号

(相談室：同ビル7階707号)

電話 082-223-5581 FAX 082-225-0057

## 【相談日時】

月・火・水・金曜日 午前10時～午後5時

## 【相談業務内容】

＜外国人のよろず相談役を目指して＞

国際化といわれて久しく、ビザや在留資格、帰化、日本人との結婚や離婚、子育てや教育、医療など、外国人が日本で生活していくためには、日本人にはない困難に直面しています。

労働力不足が叫ばれて久しい昨今、外国人労働者の雇用に活路を見出そうとしている個人・法人が増えています。①本邦に在留する留学生を大学卒業後雇用する場合。②本邦に居住していない海外の大学を卒業した外国人を雇用する場合。①②とも優秀な外国人材を雇用することになりませんが、「面接し内定を出した」だけでは日本で働くことができるとは限りません。出入国管理及び難民認定法等(以下入管法等)に基づいて要件を満たしていることが必要となります。

平成29年11月1日より、新たに「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が施行され、当NPO法人は厚生労働省から告示を受け、養成講習機関となりました。広島は、全国で5番目に技能実習生が多い地域です。

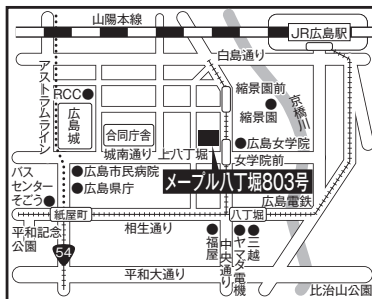
外国人が安心して日本で生活できるようにお手伝いをしたいと思っておりますので、在留資格や国籍変更についての相談はもちろん、技能実習制度に関してのご相談は、当NPO法人までお気軽にお問合せください。

## 【相談料】

無料

## 【相談方法】

完全予約制 予約の上、当NPO本部まで来所してください。





## ここいろ hirosshima

### 【連絡先】

携帯電話 080-6708-5298・080-6334-3215

ホームページアドレス [https://sa-chan.net/post\\_lp/cocoiro-hirosshima/](https://sa-chan.net/post_lp/cocoiro-hirosshima/)

### 【活動内容】

「ここいろ hirosshima」は、「こころもからだもいろいろ。彩り豊かでええじゃん！」をモットーに、セクシュアルマイノリティ特有の「心と体」・「自分の性」について「生きづらさ」を感じている子どもたちとその保護者のためのサポート・コミュニティスペースを提供しています。

- ・ご自身やお子様の「セクシュアルマイノリティ」に関する悩みの相談
- ・誰もが【自分らしさ】を安心して表現できる居場所づくり
- ・啓発活動（講演会・出張授業）

### 【相談料】

無 料

### 【相談方法】

LINE

ここいろ hirosshima ホームページ内問い合わせフォーム

### 【対 象】

「心と体」・「自分の性」について「生きづらさ」を感じている子どもたちとその保護者等

### 【その他】

学校の先生や支援者からの相談も可能です。

お気軽にお問い合わせください。

## 市役所 原爆被害対策部 援護課

### 【所在地】

〒730-8586 中区国泰寺町一丁目6-34

電話 082-504-2196（被爆者相談ダイヤル）

### 【相談日時】

月～金曜日（祝祭日、年末年始、8月6日は休み）

午前8時30分～午後5時15分

### 【相談業務内容】

被爆者の健康福祉の増進を図るため、次のような相談に応じています。

- 1 健康、医療の相談
- 2 原爆諸手当等原爆関係諸手続の相談
- 3 生活等福祉関係の相談
  - (1) 原爆養護ホームへの入所に関すること
  - (2) その他生活・福祉制度について

### 【相談料】

無 料

### 【相談方法】

電話又は直接来所してください。また、各区役所厚生部地域支えあい課で同様に相談を行っています。（5～6ページ参照）

## 原爆被害者相談員の会 被爆者相談センター

### 【所在地】

〒730-0051 中区大手町5-16-18 大手町パルビル4階

携帯電話 090-7375-1211

### 【相談日時】

随 時

### 【相談業務内容】

被爆者の問題について、医療ソーシャルワーカー、社会福祉士、精神保健福祉士、ケアマネなど専門家が相談に応じます。

例えば

- ◎ 原爆症認定申請や認定却下への対応
- ◎ 原爆介護手当や介護保険の利用
- ◎ 被爆者が利用できる病院や施設の紹介
- ◎ ひとり暮らし、生活上の不安
- ◎ 被爆者健康手帳の申請  
(直接、入市、救護、胎内など)
- ◎ 「黒い雨」被爆者健康手帳の申請
- ◎ 各種の被爆者手当の申請
- ◎ 生活保護、保険、年金、福祉の相談
- ◎ その他、被爆者証言や自分史づくりなど

### 【相談料】

無 料

### 【相談方法】

電話してください。

内容によって、担当相談員を紹介します。

## 性被害ワンストップセンターひろしま

### 【所在地】

〒

住所

} 非公開としています。

電話（FAX） 専用相談電話 082-298-7878

全国共通短縮ダイヤル

#8891（はやくワンストップ）

ホームページアドレス

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/onestop/>

### 【相談日時】

24時間 365日

### 【相談業務内容】

- ・レイプ、強制わいせつ（未遂・致傷を含む）、配偶者からの性暴力や児童への性虐待、痴漢、公然わいせつ、セクハラなどの性被害に関する相談を専用電話で受け付けています。
- ・電話相談対応後、必要に応じて面接相談、付添支援（弁護士相談、臨床心理士相談）など、性被害にあわれた方が求める支援を実施します。
- ・医療機関受診（被害後72時間以内の緊急避妊や性感染症の検査など）のため、協力医療機関との連絡調整、付添支援などを実施します。

### 【相談料】

無料

### 【相談方法】

専用相談電話にお電話ください。

### 【その他】

緊急避妊治療、感染症検査などの医療費（全額）、弁護士相談及び臨床心理士相談に係る費用（一部）の公費負担制度があります。

## 公益社団法人 広島被害者支援センター

### 【所在地】

〒730-0031 中区紙屋町二丁目2-18 サンモール5階

代表電話 082-245-6667

ホームページアドレス <http://www.13.plala.or.jp/vach2-13/>

### 【相談日時】

月～土曜日

午前9時～午後5時

休日（祝・休日 12月28日～1月4日 8月13日～8月16日）

### 【相談専用電話】

082-544-1110

### 【相談業務内容】

#### ◎電話相談

犯罪や事故等に関し被害者やそのご家族等が抱える問題や悩みについて相談を受けています。

#### ◎面接相談

予約制 必要に応じて専門家が対応します。

#### ◎直接的支援

犯罪や事故等に関し被害者やそのご家族等への直接的な支援を行います。

- 刑事裁判を傍聴するときや証人出廷のときの裁判所への付き添い
- 刑事裁判の傍聴に行けないときの代理傍聴
- 警察や検察庁での事情聴取や届出のための付き添い
- 病院での治療や検査等に行くときの付き添い
- 自宅などでの日常生活の回復に必要な支援

### 【相談料】

無 料

### 【相談方法】

お気軽に、電話してください。

### 【その他】

当センターは広島県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」として指定を受けた県内唯一の団体であり、相談内容は決してもれることなく、安心してご相談ください。

## 広島市犯罪被害者等総合相談窓口

### 【所在地】

〒 730-8586 中区国泰寺町一丁目 6 - 34  
市役所本庁舎 12 階 市民局市民安全推進課内  
相談専用電話 082-504-2722 FAX 082-504-2172

### 【相談日時・相談業務内容】

日時：月～金曜日（祝休日、8月6日、年末年始12月29日～  
1月3日を除く）  
午前8時30分～午後5時15分  
内容：犯罪による被害を受けた方からの相談や問い合わせに対  
し、各種支援制度の案内や関係機関・団体に関する情報提  
供を行います。

### 【相談料】

無 料

### 【相談方法】

電話又は直接来所してください。

# 広島県地域生活定着支援センター

## 【相談場所】

〒 732-0816 南区比治山本町 12 - 2 広島県社会福祉会館内  
広島県地域生活定着支援センター  
(運営主体 公益社団法人 広島県社会福祉士会)  
電話 082-250-0503 FAX 082-250-0504

## 【相談日時】

月～金曜日（土・日・祝日を除く）  
午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

## 【相談業務内容】

- 矯正施設入所中の高齢者・障害をもつ人に対する支援
- 矯正施設を退所した高齢者・障害をもつ人に係る支援

## 【相談料】

無 料

## 【相談方法】

電話又は直接来所してください。



## 中国四国管区行政評価局 情報公開・行政手続制度案内所

### 【所在地】

〒730-0012 中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館13階

電話 082-502-0271 (FAX 兼用)

ホームページアドレス

[https://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku/chugoku04\\_01.html](https://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku/chugoku04_01.html)

### 【相談日時】

月～金曜日（祝祭日を除く）午前9時～午後5時

### 【相談業務内容】

- ① 国の行政機関や独立行政法人等の情報公開制度の仕組みや行政文書等開示請求（情報公開請求）手続に関すること
- ② 行政手続法及び行政不服審査法の制度の仕組みや行政不服審査法に基づく審査請求の手続などに関すること

相談・問い合わせに対して、案内や情報提供を行っています。

例えば、

- 情報公開制度の仕組みや情報開示請求の方法について知りたい。
- 違法・不当な行政処分に対する不服申立て（審査請求）の方法について知りたい。
- 行政庁から不利益処分や行政指導、行政庁への申請・届出に関するルールについて知りたい。

### 【相談料】

無 料

### 【相談方法】

電話、FAX、インターネット、文書又は直接来所してください。

